目　　　　　　　次

第10回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）　……………………………………………………　1

第10回大宜味村議会臨時会会議録（９月29日）　……………………………………………………　3

第10回大宜味村議会臨時会会議録
（会期日程表）

開会　昭和58年９月29日

会期１日間

閉会　昭和58年９月29日

月　日	曜日	会議別	会議時刻	日　　　程
９月29日	木	本会議	午前10時	開　会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第61号～議案第64号、意見案第３号 決議案第８号 提案説明、質疑、討論、採決 閉　会

第10回大宜味村議会臨時会会議録

（第１号）昭和58年９月29日

１．開会、閉会の日時

開　会（昭和58年９月29日　午前10時00分）

閉　会（昭和58年９月29日　午後３時43分）

２．出席議員（13名）

１番議員	平　良　森　雄　君	８番議員	平　良　蔵　健　君
２番議員	金　城　隆　好　君	９番議員	平　良　　　実　君
３番議員	宮　城　功　光　君	10番議員	崎　山　喜　弘　君
４番議員	知　念　亀次郎　君	12番議員	前　田　貞四郎　君
５番議員	宮　城　長　雄　君	13番議員	松　島　重　克　君
６番議員	平　良　俊　政　君	14番議員	玉　城　一　昌　君
７番議員	宮　里　盛　順　君		

３．欠席議員（１名）

11番議員　山　川　正　行　君

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
教育長	平良作義君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会総務課長	高江洲修君
厚生課長	照屋林克君	農業委員会事務局長	金城利明君

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君

６．議事日程（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第61号　昭和58年度大宜味村一般会計補正予算

日程第４　議案第62号　昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第５　議案第63号　昭和58年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

日程第６　議案第64号　津波地区簡易水道工事請負契約について

日程第７　意見案第３号　パインアップル缶詰及び果汁の輸入自由化、枠拡大阻止等に関する意見書

日程第８　決議案第８号　パインアップル缶詰及び果汁のガット提訴取り下げに関する要請決議

７．会議に付した事件

議事日程に同じ

○　**議長（玉城一昌君）**　只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和58年大宜味村議会第10回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、８番　平良蔵健君、９番　平良　実君を指名いたします。

日程第２　会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休　憩（午前10時01分）

再　開（午前10時41分）

○　**議長（玉城一昌君）**　再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日１日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

日程第３　議案第61号から日程第６　議案第64号までを一括議題といたします。

順次村長の提案理由説明を求めます。

○　**村長（新城繁正君）**　議案第61号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,586,638千円とする。

（朗読して説明に代える。）

議案第62号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,508千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,703千円とする。

（朗読して説明に代える。）

議案第63号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,157千円とする。

（朗読して説明に代える。）

議案第64号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を要しますので、提案いたしているわけです。

（朗読して説明に代える。）

休憩いたします。

休　憩（午前11時01分）

再　開（午後２時37分）

○　**議長（玉城一昌君）**　再開いたします。

これより議案第61号の質疑に入ります。

発言を許します。

○　**13番（松島重克君）**　教育委員会にお伺いします。

休憩時に問題の人事についてのお話をお聞きしたわけですが、その時の話では問題の人事については、元に戻すとおっしゃっておられたわけです。元に戻すということにつきまして、辞令を出しておられるはずですがこの点はどうなるのか。又、本人も了解しておるのかどうか。

○　**教育長（平良作義君）**　まだ、本人達に話す時間的な余裕がなかったんですが、十分納得させられるのではないかと思っています。辞令は年４月１日に発令されていますが、再度改めて辞令を交付しなければいけないのではないかと思っています。

○　**13番（松島重克君）**　再交付ということのようでありますが、再交付となりますと４月から再交付されるまでは予算に合わない経費の支出がなされているということになろうかと思いますが、つじつま合いますか。

○　**教育長（平良作義君）**　予算と職名変更について、具体的にどうやらなければならないということについては、実際的に今のところ知識は持っておりません。指導機関から指導を仰ぎまして法や条例に抵触しないように作業を進めていきたいと思っています。

○　**13番（松島重克君）**　再交付ということをおっしゃっておられるからそういうことになろうかと思うんですがね。再交付ということは人事替えがなされてしばらく執務していたということでしょう。その間予算と条例等にそぐわない状況が一定期間あったということです。このことにつきましては、関係官庁から指導を受けるということであっても、この事実は曲げるわけにはいかんでしょう。であるならば他に方法があると思いますよ。他に方法があるということをお考えにならなければいかんと思いますよ。

○　**教育長（平良作義君）**　再交付は10月１日からすることにしまして、予算は出納とのかかわりでそのままやっていけるのか、十分なる説明も出来ませんが。

○　**13番（松島重克君）**　この事実は曲げられないわけです。曲げられなければ出来るだけ筋の通った方法を選ばなければならないわけです。だから再交付がいいのか、撤回がいいのかその辺は十分お考えになる必要があると思いますよ。

それから辞令は交付されているが、時間的な制約で本人の了解は取りつけておられないというお話ですが、これは十分本人と話し合いをして了解を取りつけないと、出した辞令をそう簡単に取り扱うことは出来ないんじゃあないですか。そういう心づもりでこの問題に当たられるべきでないかと思いますが、いかがですか。

○　**教育長（平良作義君）**　ご指摘のとおり、事務局の方、委員の方々も交えましてこの問題について最大の努力を払って、最善の方向で解決していきたいと思っています。

○　**５番（宮城長雄君）**　公債費の償還金は義務的経費でありまして、前もって組めたはずですがどうして今頃計上するのか。

○　**総務課長（崎山勝正君）**　確かに前もって組んでおくべきであったかも知れませんが、気づくのが遅れていたのが理由でございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○　**３番（宮城功光君）**　予算の中に時間外勤務というのが余りにも多い感じがしますが、もう少し時間内で事務をするような形にもっていけないものかと感じますが、今度の補正でも1,645千円の手当が計上されていますが、当初予算からすると莫大な金額になっていると思います。もう少し切り詰めてやる方法はないですか。

○　**総務課長（崎山勝正君）**　私共も時間内で鋭意努力して経常事務を処理しているわけですが、出来ない場合も出て来るということと経常事務以外が入って来る場合があってこういう形になっておりますが、確かに時間外で対応するのも反省すべきところがあるなあと、もっと能率的な業務のやり方というものを職員を督励しまして、時間内で出来るような努力をすべきであるというふうに反省をせざるを得ないところであります。

中には形態の違うのもありますが、今年度中で終っておかなければならない事業もあるわけでして、自治法の本旨に基づいて最少の経費で最大の効果を上げるように努力したいと思います。

○　**村長（新城繁正君）**　ご指摘のように通常の業務を通常の時間内に処理するというのが、普通のあり方でございましてそのように努力はしているわけですが、緊急に提出せよということが農林土木関係からは多く出て来るわけです。今後は課間の調整も図りながらこういう経費はなるべく少なくして作業が処理出来るように進めていきたいと思います。

○　**議長（玉城一昌君）**　他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第62号の質疑に入ります。

発言を許します。

○　**２番（金城隆好君）**　賃金についてお伺いします。説明によりますと９月から12月までの４か月分484千円ということでしたが、それに間違いありませんか。

○　**厚生課長（照屋林克君）**　そのとおりであります。

○　**２番（金城隆好君）**　９月からとなると予算の伴なわない傭人ということになると思いますが、それについてどうお考えですか。

○　**厚生課長（照屋林克君）**　実は当初に傭人料がありましてこれを充当して、前もって借りておいてその分を戻してもらうというように予算を編成しております。

○　**議長（玉城一昌君）**　他に質疑ありませんか。

○　**13番（松島重克君）**　今の答弁に疑問があります。前に予算が組まれておったと、それを借りておいて今度の補正で計上して返すと、返すということは結局９月の傭人料はなかったということでしょう。先程の２番議員の言っていた予算の伴なわない事業ということになりはしないかと思いますがどうですか。

○　**厚生課長（照屋林克君）**　当初に傭人料があったものですから、関係課と調整して使ってあるわけですが、９月は傭人をしているということでございます。

○　**13番（松島重克君）**　それは先程お聞きしたわけです。だから９月から傭人料を補正するということは、他から流用しておいてこれを返さなければいかんということでしょう。

そうしますと９月の傭人は予算なし事業をやったということになるのではないですか。

○　**厚生課長（照屋林克君）**　確かに予算はなくてということになるかと思いますが、一応借りておいて補正をして返すという考え方で予算を編成したわけでございます。

○　**13番（松島重克君）**　新しく補正する傭人料は10月以降ということであれば問題はないわけですが、あなたの話は他から使っていたんだが９月分は返しますということでしょう。それでは正統な答弁にはならないわけです。

２番議員がおっしゃるように予算のない事業をやったとしか考えられない。となりますと先程の２番議員に答弁したことは納得しかねるところがあるということなんです。いかがですか。

○　**厚生課長（照屋林克君）**　ご指摘のとおりでございます。今後はそういうことがないように十分意を配して予算の編成に当たりたいと思います。

○　**議長（玉城一昌君）**　他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第63号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第64号の質凝に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休　憩（午後３時07分）

再　開（午後３時09分）

○　**議長（玉城一昌君）**　再開いたします。

これより議案第61号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号　昭和58年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号　昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第63号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号　昭和58年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について、採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号　津波地区簡易水道工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休　憩（午後３時12分）

再　開（午後３時40分）

○　議長（玉城一昌君）　再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により意見案第３号　パインアップル缶詰及び果汁の輸入自由化、枠拡大阻止等に関する意見書、決議案第８号　パインアップル缶詰及び果汁のガット提訴取り下げに関する要請決議が提出されています。

この際、これを日程に追加いたしたいと思います

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第３号及び決議案第８号は日程に追加することに決しました。

日程第７　意見案第３号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより意見案第３号　パインアップル缶詰及び果汁の輸入自由化、枠拡大阻止等に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８　決議案第８号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第８号　パインアップル缶詰及び果汁のガット提訴取り下げに関する要請決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理について、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字その他の整理については議長に委任することに決しました。

これにて昭和58年大宜味村議会第10回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉　会（午後３時43分）

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

大宜味村議会議長　　　玉　城　一　昌

署名議員（８番）　　　平　良　蔵　健

署名議員（９番）　　　平　良　　　実